

令和2年第5回定例教育委員会会議議事録

会議室301・302  
令和2年5月20日(水)  
15時30分～16時25分

---

出席委員

教 育 長	計 田 春 樹
教育長職務代理者	倉 橋 英 治
委 員	今 村 保 恵
委 員	長谷川 武 司

---

事務局

部 長	木 村 敏 男
次長兼教育振興課長	石 原 洋
学校給食課長	沖 克 哉
学校教育課長	山垣内 理 恵
生涯学習課長	岡 本 克 則
スポーツ振興課長	紙 田 敬 久
文化課長	花 本 秀 之
書記 教育振興課総務企画係長	三 信 裕 司
書記 教育振興課主任主事	松 井 和 香 子

---

議	題
三教委議第27号	三原市教育振興基本計画について（公開）
三教委議第28号	令和3年度に義務教育諸学校で使用する教科用図書を選定に係る諮問について（公開）
三教委議第29号	三原市立図書館設置及び管理条例施行規則の一部改正について（公開）
三教委議第30号	三原市教科用図書採択地区選定委員会委員の委嘱又は任命について（非公開）
三教委議第31号	令和2年度三原市立小学校の学校評議員の委嘱について（非公開）
三教委議第32号	三原市スポーツ推進委員の委嘱について（非公開）
三教委報第10号	県費負担教職員の任免及び懲戒その他の進退に係る内申の承認について（非公開）

---

---

**計田教育長** 令和2年第5回定例教育委員会会議を始める。

本日の議事録署名委員は、今村委員と長谷川委員にお願いする。

それでは、令和2年第4回定例教育委員会会議の議事録の朗読を簡潔にお願いする。

**書記** (令和2年第4回定例教育委員会会議の議事録を簡潔に朗読)

**計田教育長** 議事録を承認してよろしいか。

(一同承認)

**計田教育長** 議事録の承認については、以上である。

---

**計田教育長** それでは、議事に入る。本日の議案・報告事項のうち、「三教委議第27号」から「三教委議第29号」までを公開とし、それ以外は人事案件で公開になじまないため、非公開として審議したいと思う。

審議の進め方については、次第に沿って審議したいと思うが、よろしいか。

(一同承認)

**計田教育長** それでは、そのように取り扱う。

**計田教育長** それでは、「三教委議第27号」について事務局から説明願いたい。

**石原次長兼教育振興課長** 三教委議第27号は、令和2年3月に「みはら元気創造プラン(三原市長期総合計画後期基本計画)」が策定され、この計画のうち教育に関する施策を、教育基本法第17条第2項で規定される教育振興基本計画に位置付けるものである。資料5-2ページから計画(案)の添付をしているが、内容については、先月の事前協議での説明から修正点はない。

**計田教育長** 説明を受けた。何か質問や意見はあるか。

(なし)

**計田教育長** 以上で本件の審議を終わり、採決に移る。「三教委議第27号」について、原案どおり可決することに異議はないか。

(異議なし)

**計田教育長** 全員賛成と認める。よって「三教委議第27号」は原案どおり可決された。

**計田教育長** 続いて、「三教委議第28号」について、事務局から説明願いたい。

**山垣内学校教育課長** 6ページ三教委議第28号「令和3年度に義務教育諸学校で使用する教科用図書の選定に係る諮問について」は、提案理由のとおり、令和3年度に義務教育諸学校で使用する教科用図書を適正かつ公正に採択するため、この案を提出するものである。7ページには、三原市教育委員会から選定委員会への諮問、8ページからは採択事務に係る要綱を添付している。

**計田教育長** 説明を受けた。何か質問や意見はあるか。

**倉橋委員** 前回の中学校の教科用図書は、いつの採択であったか。

**山垣内学校教育課長** 昨年度である。

**今村委員** 前回の時は、全員一致だったのか。

**山垣内学校教育課長** 全員一致である。

**長谷川委員** 採択の基本方針について説明してほしい。

**山垣内学校教育課長** 採択の基本方針では、教科用図書は、学校教育において教科の主たる教材として使用される重要なものであり、それを元に教育基本法、学校教育法の改正で明確に示された、教育の理念や目標及び学習指導要領に示された各教科の目標や内容等へのとおり、三原市の児童・生徒に最も適切な教科用図書を採択すると示している。併せて学校教育法の一部を改正する法律による改正後の学校教育法、附則第9条第1項の規定による教科用図書については、児童・生徒の障害の状態や発達の段階に適したものを採択することとしている。

**長谷川委員** この基本方針に基づいて、今後教科書の選定や審議をしていくということか。

**山垣内学校教育課長** そのとおりである。

**長谷川委員** 教科書の展示会は、開催を予定しているか。

**山垣内学校教育課長** 予定している。

**木村教育部長** 教科書の展示について、この教科書採択において、住民にどのような教科書か見てもらうことは大変重要だと思っている。例年、展示会をこの教科書採択に合わせて実施している。先ほど学校教育課長が申し上げたように、現段階で予定しているが、コロナウイルス感染症拡大防止の観点で、今までのやり方を若干見直さなければいけない部分があるかもしれないことをご承知いただきたい。

**倉橋委員** 選定委員会から教育委員会への回答はいつになるか。

**山垣内学校教育課長** 8月を予定している。

**計田教育長** その他、質問や意見はあるか。

(なし)

**計田教育長** 以上で本件の審議を終わり、採決に移る。「三教委議第28号」について、原案どおり可決することに異議はないか。

(異議なし)

**計田教育長** 全員賛成と認める。よって「三教委議第28号」は原案どおり可決された。

**計田教育長** 続いて、「三教委議第29号」について、事務局から説明願いたい。

**岡本生涯学習課長** 11ページ三教委議第29号「三原市立図書館設置及び管理条例施行規則の一部改正について」は、三原駅前への新図書館の新築移転に伴い、館内に新たに設置する多目的室の利用に係るものなどの規則改正で主に2点ある。まず1点目は、制限行為に関するもので、本規則の第3条に規定しているものであり、今回は第5号にあたる事項を加えるものである。図書館利用者の利便性を高める上で、新図書館の館内においては、場所を限定して飲食を可能としている。具体的には、1階の入り口付近に飲食等に可能なスペースを設けることとしており、それ以外の場所、2階や3階は飲み物のみを可能とすることとしている。今回の規則改正では、この1階の飲食が可能なスペース、この所定の場所以外での食事を制限するものであり、館内におけるルールを明確にし、利用者の協力のもと円滑な運営を図りたいと考えている。次に2点目として、新図書館の3階に設ける多目的室の利用に関して、利用申請、利用許可、利用制限、使用料の減免、還付などについて、第17条から24条に規定するものである。また、それらの利用手続きに伴う様式を14ページから19ページに示している。多目的室の利

用に当たっては、今年2月の市議会において、利用料金の設定などに係る条例改正が議決され、今回の規則改正は、利用手続きの詳細について定めるものである。なお、本規則の施行日については、施設の供用開始日、いわゆる移転開館日にあたる7月23日としている。20-1ページからは、新旧対照表を記載している。

**計田教育長** 説明を受けた。何か質問や意見はあるか。

**長谷川委員** 11ページの第17条にあるように、利用申込みは、この時間内とあるが、ホームページやウェブからの申し込みは可能か。

**岡本生涯学習課長** 新図書館の多目的室の利用に関しては、現在は窓口での利用申請のみと考えている。

**長谷川委員** 12ページの第22条に使用料の減額又は免除とあるが、市の機関の中に市立幼稚園・小学校・中学校は入るのか。

**岡本生涯学習課長** 減免規定の市又は市の機関については、もちろん学校・幼稚園等も含まれている。

**長谷川委員** 市内の国立学校、あるいは私立学校についてはどうか。

**岡本生涯学習課長** 国立及び私立については、別に内規で示す予定としており、現状ではこちらに記載しているとおりである。

**倉橋委員** 所定の場所以外での食事を制限するということだが、取り締まる規則的なことは考えているのか。

**岡本生涯学習課長** 新図書館の1階部分は、比較的区画が分かるようなスペースになっており、まずはそのスペースについては、飲食可能という周知をしようと考えている。館内においては、従前どおり飲み物は認めており、仮に我々が考える所定の場所以外での食事をしている場合には、当然職員が声掛けし協力をあおぐということを想定している。

**倉橋委員** お菓子のような軽食についても制限するということか。

**岡本生涯学習課長** お菓子も含むが、そういった食事は館内の所定の場所以外については、制限する予定である。飲食については、当然本の汚れ等が想定されるので、飲み物についてはペットボトルや水筒等、ふたのついた飲み物に限定しようと考えており、そういった図書が汚れないような形での、飲食の協力をお願いしたいと考えている。

**今村委員** 食事後のゴミについて、分別の徹底ができればと思うがどうか。

**岡本生涯学習課長** もちろん、持ち込まれて食事をするので、持ち込みのものについては、持ち帰るというルールを周知、徹底したいと考えている。

**今村委員** 利用者のモラルの問題であると思うが、もしあまりにもひどい状況であれば、例えば飲食禁止というようなことを教育長が定めることができるという解釈でいいか。

**岡本生涯学習課長** 所定の場所については、教育長が定めることになるので、もしそういったモラルを守れない状況がひどくなると、食事の所定の場所等を設けないなど、そういったところで対応ができると考えている。

**木村教育部長** そもそも図書館というのは、図書館サービスを受ける人も、現状ではモラル意識が非常に高く、三原の場合には、飲食とか本の切り抜きのような大きなトラブルは起こっていない。こういう状況が今後も続くために、啓発をしていきたいというの

が1つであり、その上で制限を設けるのは、今後もモラルを守って、みんなの図書館として、自分のものだけではないという理解をしてもらいたいということである。そのために、特に罰則規定は設けていないが、今後の利用でひどい状況があれば、関係機関とも連携を取りながら調整していきたい。

**倉橋委員** これまでと大きく違うところは、おそらく立地だと思う。そういった観点からすると、これまで以上にいろんな人が利用すると思われるので、本当に市民のモラルが試されるが、良い施設となり、三原市民として非常にいい発信の場所になればいいと思っている。

**計田教育長** その他、質問や意見はあるか。

(なし)

**計田教育長** 以上で本件の審議を終わり、採決に移る。「三教委議第29号」について、原案どおり可決することに異議はないか。

(異議なし)

**計田教育長** 全員賛成と認める。よって「三教委議第29号」は原案どおり可決された。

**計田教育長** ここから非公開にて審議する。傍聴者の方は退席をお願いします。

(非公開案件審議後)

---

**計田教育長** 以上で第5回定例教育委員会会議を終了する。

16時25分 教育委員会会議終了  
傍聴者1名

---

上記のとおり会議の顛末を記載し、その旨相違ないことを証すため、ここに署名する。

署名\_\_\_\_\_

署名\_\_\_\_\_